ナノ医療イノベーションセンター (i CONM)

施設管理者募集要項

平成 29 年 2 月

公益財団法人川崎市産業振興財団

ナノ医療イノベーションセンター (iCONM) 管理者募集要項

ナノ医療イノベーションセンター (iCONM) は、数多くの研究者が各々所属する組織の垣根を越えて集い交流しながら、国民全員が自立的に健康になっていく社会 (スマートライフケア社会)の実現を目的として、最先端の医療研究を進めていく施設です。この施設の目的をより効果的・効率的に達成するため、次のとおり施設の管理業務を担う事業者を募集します。

1 対象施設の概要

- (1)名 称 ナノ医療イノベーションセンター (iCONM)
- (2) 所 在 地 川崎市川崎区殿町 3 丁目 25 番 14
- (3) 敷地面積 7999. 99㎡ (うち建築面積2839. 71㎡)
- (4) 建 物 鉄骨造 地上4階 地下ピット、危険物倉庫、自転車置場有 延床面積9444.04㎡
- (5) 用 途 施設内にはクリーンルーム、合成実験室、生化学実験室、動物飼育室 のほか微細加工設備や in vivo 共焦点顕微鏡などの最先端の解析装置 を完備しており、これら実験設備等を使って最先端の医療研究を進めていく施設となっています。
- (6)営業時間 平日 8時00分~20時30分*土日、祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休館*但し関係者(研究者等)は年間365日を通じ24時間利用可能

2 事業者が担う業務の範囲

- (1) 施設の常駐管理(来訪者対応、施設利用者窓口対応を含む)
- (2) 建物及び付帯設備の点検、保守管理
- (3) 清掃
- (4) その他設備の維持管理、目的達成のため必要なこと

*動物実験エリアの管理運営は委託業務の範囲外ですが、当財団で指定する事業者と協業して頂くことになります。

*委託業務の内容については施設運営開始後、追加又は削減をお願いすることがあります。それに伴う委託費の増減については追加・変更契約をすることとさせて頂きます。

3 業務委託期間

- (1) 平成29年4月1日~平成30年3月31日
- (2)業務の実施状況を勘案して支障がないと公益財団法人川崎市産業振興財団(財団) が判断した場合は、当初財団が設定した募集条件等を変更しないことを前提として、 当初契約から3年を限度に引き続き契約します。

4 応募資格・条件

(1) 応募資格

応募書の提出時点で、次の応募条件を満たす法人その他の団体が応募することができます。

- ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得 ている者。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- ウ 川崎市から指名停止処分を受けていない者
- エ 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していな い者
- オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立をしていない者。又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立をしていない者。
- カ 団体又はその代表者が以下に該当する者でないこと
- (あ) 法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という。) に、暴力団員 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員 等」という。) が含まれている場合
- (い) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- (う) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産 上の利益を供与している場合
- (え) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- (お) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その 他の団体を利用している場合

(2) 応募条件

- ア 共同事業体で応募する場合は、代表する法人その他の団体を定めて頂きます
- イ 単独で応募した法人その他の団体は、他の共同事業体応募の構成員になること はできません
- ウ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません

エ 応募書類受付期間終了後の共同事業体の構成団体の変更は認めません

5 応募方法

(1) 提出書類

正本1部、副本10部(副本は複写可)を提出して下さい。

- *応募書類の返却はいたしません。
- *書類作成にかかる経費は自己負担となります。

ア 応募書(様式1)

イ 団体の組織に係る書類

共同事業体にあっては、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

- (あ)団体の概要(様式2)及び団体説明資料(パンフレット等)
- (い) 定款又は登記事項証明書(法人以外の団体にあたっては、これらに相当する 書類)
- (う)過去3期分の財産目録及び収支計算書又は貸借対照表及び損益計算書。ただ し設立後の初年度決算をむかえていない法人等にあっては、その設立時にお ける財産目録とする
- (え) 直近期の納税照明書(法人の場合:法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税/法人以外の団体の場合/:代表者の市民税、固定資産税)
- (お)役員の名簿及び履歴書(書式は任意とします)
- (か)過去に管理を行った類似施設の概要を記載した書類(様式3) *守秘義務に抵触する場合は応相談
- (き) コンプライアンス (法令順守) に関する申告書 (様式4)

過去2年間に次のような事由があった場合には、その旨を記載して提出して ください。また、該当事由がない場合については、その旨を記載して提出し てください。

- ①川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合 (川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当 の有無で判断)
- ②法人に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めをおく法律(食品衛生法、警備業法等その他の法令違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた。

③法人の役員又はその使用人による次の事由があった場合 業務上の贈賄、横領、窃取、許取、器物損壊その他の施設管理者としての 業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れのあ る行為があった。 *選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件に係る提出書類の提出後であっても、上記①~③の事由が生じた場合は、速やかに報告してください。事由によっては再審査を行う場合があります。

ウ 共同事業体に係る書類

共同事業体による応募の場合は、次の書類も提出してください。

- (あ) 共同事業体協定書兼委任状(様式5)
- (い) 共同事業体連絡先一覧(様式6)
- エ 提案書(書式は任意とします)

仕様書外の提案(業務改善、経費削減に資するもの)があれば併せて提案願います

オ 業務の再委託に係る書類

業務の一部について再委託を予定している場合は、再委託の内容を記入した書類(書式は任意)も提出してください。

カ 見積書

作成した提案書に基づき、提案実行に必要な経費を見積もった書類を提出して ください。

- *見積書は金額の根拠(単価、人数、日数等)が判るようにしてください。
- *施設管理業務一覧(様式9)を提出願います。別途説明等が必要な場合は任意 の書式を添付してください。
- キ その他当財団が必要と認める書類

(2) 提案書の作成内容

建物管理業務委託仕様書に基づき、次の項目について記載してください。

- (あ) 仕様書に記載された業務の実施方法
- (い) 仕様書記載外の貴団体からの提案業務及びその実施方法
- (う) 運営体制(人員配置、雇用形態、勤務条件等)
- *職員の雇用等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (え) 運営組織図
- (お) 勤務ローテーション表
- (か) 業務を効率よく実施していくための工夫
- (き) 管理運営経費の削減策
- (く) 安全管理、個人情報保護及び情報セキュリティ対策、環境配慮への取組

(3) 応募書、仕様書等関係書類の配布

配布期間

平成 29 年 2 月 22 日 (水) からナノ医療イノベーションセンターにて配布します。 (川崎市川崎区殿町 3-25-14 ナノ医療イノベーションセンター管理部)

応募者現地説明・見学会

建設現場の確認を希望する場合は、平成 29 年 2 月 24 日 (金) までに電話にて ご連絡ください。調整のうえ集合時間・場所等について別途通知いたします。な お都合上、見学は各団体 2 名以内にてお願いします。

(5) 募集要項等に関する質問

応募に際し、質問がある場合は、平成 29 年 2 月 28 日(火)までに「質問書(様式 7)」を FAX または電子メールにて送付して下さい。電話、来訪による質問は受け付けません。なお、質問書提出の際には、電話等により到達を直接確認してください。

(6) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間 平成 29 年 2 月 22 日 (水) から平成 29 年 3 月 6 日 (月) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで

提出場所 川崎市川崎区殿町 3-25-14

公益財団法人川崎市産業振興財団ナノ医療イノベーションセンター

提出方法 持参 (郵送による提出はできません)

6 事業者選定の基準等

(1) 選定方法

事業者の選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用し、書類審査 (1次審査)を通過した事業者の中から、事業者選定委員会が提出された各種書類及び提案内容のプレゼンテーションを踏まえて審査 (2次審査)を行い最終決定します。なおプレゼンテーションを行う時間、場所等については後日応募者にお知らせします。

事業者選定委員会では、次の「審査の視点」を踏まえ応募者の施設管理能力を多面的に把握して行います。

【審査の視点】

明確性	適切な用語・表現を用いて論理的に説明されていること
魅力度	提案内容が魅力的なものであること
妥当性	提案内容に対する提示金額が妥当なものであること
具体性	抽象的ではなく、具体的・客観的な提案になっていること
実現性	提案内容を確実に実施できることが論証されていること
独自性	他の応募者と差別化できる内容となっていること
一貫性	提案内容全体が統一されていること

(2) 主な審査項目

主な審査項目は次のとおりとします。配点合計の 60%を基準点とし、基準点未満 の場合は失格とします。また各審査項目の一つでも著しく評価が低い場合は、選定されない場合があります。

- ア. 施設の効用を最大限発揮できるものであること(配点 25/100 点)
 - (あ) 施設の設置目的との適合性
 - (い) 利用者が施設を安全、快適に利用できる体制
 - (う) 施設の効用、価値を高めるような提案の有無及びその内容
- イ. 施設の管理経費の縮減が図られるものであること(配点25/100点)
- (あ) 見積書の内容
- (い) 管理経費削減のための工夫
- ウ. 管理を安定して行う能力を有していること(配点 40/100点)
- (あ) 応募者の実績
- (い) 管理運営組織・人的体制
- (う) 経営の安定性
- (え)安全管理・情報管理・環境配慮
- エ. 市経済への貢献度(配点 10/100 点)
- (あ) 再委託先や発注先等における川崎市内企業の活用度
- (い) その他、周辺地域への貢献

(3) 選定結果の通知

選定結果については応募者に対し、選定後速やかに書面にて通知します。

(4) 管理委託予定事業者について

ア. 選定の結果、第1順位となった管理委託予定事業者が正当な理由なく契約締結 に向けた協議に応じない場合は、当財団は協議を打ち切ることとし、第1順位者 に通知を行うとともに、第2順位の管理委託予定事業者と調整、協議に入ります。

- イ. 次の場合に該当し、第1順位の者が管理委託予定事業者としての資格を取り消された場合は、第2順位の者を管理委託予定事業者とし、委託契約締結に向けた協議を行います。
 - (あ) 管理委託事業者にすることが不適当と認められる事象が生じたとき。
 - (い) 委託契約締結に向けた協議が整わないと認められるとき。
- ウ. 第2順位の者が上記ア、イに該当する場合は、以下第3、第4順位の者と調整 に入ります。

7 募集及び選定のスケジュール

募集の公示	平成 29 年 2 月 22 日 (水)
募集要項等に関する質問の受付*	平成 29 年 2 月 22 日 (水) ~2 月 24 日 (金)
応募書類の受付	平成 29 年 2 月 22 日 (水) ~3 月 6 日 (月)
事業者選定委員会による審査	平成29年3月上旬(3月第2週を予定)
	*プレゼンテーション・ヒアリング
選定結果の通知	平成29年3月上旬(3月第2週を予定)
委託契約書の締結	平成 29 年 3 月中
委託管理業務の開始	平成29年4月1日(土)

8 管理委託事業者の継続が困難になった場合

管理委託事業者の責めに帰す事由により業務の継続が困難になった場合において、利用者へのサービス提供の継続を必要とするときは、新たな管理委託事業者が決定するまでの間、管理委託事業者は当財団の監督の下で、業務を継続する義務があります。これが困難な場合は当財団が別の事業者を指名して事業を実施します。この場合の経費については管理委託事業者の負担とします。

9 留意事項

(1) 虚偽の記載をした場合の無効 応募書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。

(2) 応募事項等の承諾

応募者は、応募書等の提出をもって本募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(3) 重複提案の禁止

応募者は複数の案を提案することはできません。

(4) 提案内容の変更の禁止

提出された提案内容については変更することができません。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

(6) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を持参により提出してください。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる経費は、応募団体の負担とします。

(8) 業者選定委員会との接触の禁止

応募者が管理委託予定事業者の審査に当たる当該業者選定委員会に対して、本件についての接触を行うことを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(9)業務の継続性の確保

管理委託事業者は、地震、風水害、新型インフルエンザ等の感染症の流行その他の災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合における本業務の継続性を確保するための対策措置を検討し、業務の継続性の確保に努めるものとします。

(10) 物品の管理

管理委託事業者に貸与する物品については、適切に管理するものとします。

(11) 情報公開

管理委託事業者は、当財団が職務の遂行上必要と認める情報について公開を求めた場合、適正な理由もなくこれを拒絶しないものとします。

(12) 個人情報保護

管理委託事業者が管理業務を通じて取得した個人情報については、適正な維持管理を行うとともに、必要な保護措置(必要な規定を定めるなど)を講ずるようにしてください。

10 問合せ先

公益財団法人川崎市産業振興財団

ナノ医療イノベーションセンター

電話 044-589-5700

FAX 044-589-5706

E-mail iconmkanri@kawasaki-net.ne,jp